

## 第1回「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」議事概要

### 1 開催日時

平成26年5月2日(金)午前10時から午後0時

### 2 開催場所

兵庫県公館第1会議室

### 3 議事概要

#### (1) 自転車の交通ルールの遵守、マナーの向上について

事故を防止していくために、自転車利用者のマナー等の啓発が必要。

教育を受けていない、ルールを知らない状態でも乗ることができるので、これらを一度見直し、整理することが必要。

昔から自転車は身軽に手軽に乗れる交通手段として捉えているが、一部の自転車利用者の中には、一般道路(公道)を走行しているという認識が低い方もいる。

一部の自転車利用者の中には、平成25年12月からの改正道路交通法について、路側帯を通行する場合は車両と同じ方向に走行するという感覚がない方もいる。

車両と逆方向に走行している自転車に注意をしても聞き入れない人もいた。

ルールを知らずに乗っている人が多い。

法改正についていけない面がある。

盗難などの自分の自転車に関する損害に対する関心は高いが、ルールやマナーに関する意識は低いと感じる。

条例の中には精神論的なものが多く、「何をしなければならない」というものが少ない。

一定のシステムとして提言して、それが条例化されるのであれば、効果が上がるのではないかと。

#### (2) 自転車の交通ルールの遵守、マナーの向上を含めた安全教育について

自転車利用者をきっちりと指導し、事故自体を無くしていくことが基本。

自転車は幅広い年齢に利用されており、利用者の行動もバラバラなので、車のような一定の対策での効果が挙げにくい。

走行距離が短い自転車利用者の場合は、ヘルメットを被る認識が低いと思われる。

安全教育の現状等について説明を受け、色々な教育をしてもらっていることはありがたい。

子どもの自転車は保護者等が買い与えるので、保護者等にも買い与え

た責任がある。

家庭で交通安全教育をしても、社会・地域に出て行くと大人が平気でルールを守っていない。そういうところを見て、子どもも守らなくなってくる環境がある。大人が手本になる必要がある。

時間をかけて若年者の教育から始めていくことが必要。

体験教室や繰り返しの教育、年1回の安全テストなどのチェックも必要。

クラブや塾など子どもが移動手段として自転車を使うのであれば、それらの場所でも教育が必要。

教育は継続性が必要であるが、継続してカリキュラム化していくことは困難。

学校が言わなくても、PTA や地域の皆さんが組織として指導しているところもある。

県警から提供された配布物を自転車購入時や修理時に配布しているほか、子どもに対するガイドブックを作成し、配布している。

講師として自転車教室に行く際には、高額な賠償請求について話をするなど、ある意味でスケアード・ストレートの講話をしている。

小学生向けに「防災探検隊」という事業を行い、自転車事故が起こりやすい場所などを子どもの目で見て回り、マップに落としてもらっている。

保険・講習・学習といったものがうまく連携できるような制度が必要。

年齢に関わりなくルール違反やマナー違反があるので、安全教育を総合的に考えていかなければならない。

交通安全教育は、それぞれの組織ではなく、全体で動かすような仕組みが必要。

行政側からすると、交通安全教育をする指導員を抱え、所轄の警察署や教育委員会と連携しながら実施している。現場サイドからすると、連携してやらなければ効果が上がらない。

ポスター等を活用した啓発はしているが、安全教育という地道な活動には着手していない。

### (3) 自転車の点検整備などについて

自転車組合では各店で安全点検を実施している。

保護者としては、少しでも長く乗れるようにと、大きめの自転車を希望することが多いが、子どもを守る交通安全の観点から、成長に合わせた自転車に乗ることを勧めている。

中学・高校生で後輪に二人乗りができる「棒」を付けている人が修理に来た場合には、本人の了解を得て取り外すなどの指導をしている。

自転車の保証書や説明書を見ても、ルールやマナーなどの記述が少ない。

国産以外の自転車については、輸入元で取扱説明書等をセットしてい

ることが多いので、販売店においても何かの説明書等を添付することは、コストの問題等はあるが可能であると思われる。

車の登録のように、登録しておけば6ヶ月、12ヶ月点検を安い金額でしてくれて、更に保険手続きをしてくれるようなシステムがあればよい。

(4) 道路環境の整備について

どのような環境整備をすれば安全で使いやすいものになるのかを考えることが必要。

(5) 自転車の管理等について

自転車の価値を上げる(例:車両に保険をかけるなどの措置)ことで、自転車そのものに対する扱いが良くなり、放置自転車が減少したり返還率も上がるのではないか。

自転車販売時に防犯登録をするが、加入率は高い。

(6) その他の意見(自転車保険等について)

他の自治体の検討会などでも、早くから保険の義務化を検討し、国等への要請を依頼してきた。

保険加入は必須。保護者には子どもの生活環境を守る責任がある。

保険を物(自転車)につけるのか、家庭につけるのか。

保護者側からすれば、家庭・家族全体が入っているような形を続ければ、子どもが成長して大人になっても継続して保険加入できる環境が作られるのではないか。

保険について、家庭全体で登録した場合に、割引などのインセンティブが必要。

自転車を利用する中で、損害保険などの保険に関する知識がほとんどないのが現状。

約6割の方が自転車を購入する際、整備等の付帯サービスとして補償が付いている安心パック等に入っているが、その期間は1年であり、修理等のために来店した人が、継続加入することはほとんどない。

1年を経過した自転車に対する保険を検討しているが、小売店では損害保険代理店登録をしないと保険販売ができないため、少額短期保険業者の免許を取得して保険代理店の業務を行っている。

(7) 今後の予定

第2回検討委員会は、自転車保険の加入促進等について検討する自転車保険専門部会からの報告を取りまとめた後、開催予定。